18年ナーノ・18年	• •	41 10	IX/II	U - 4 V -	(\ /:		令和 4	- 月	日	発 送	令和	年	月 日
		婚	娅	1 /	虿	第			号				
		令和	年	月	日届出	送付第	令和 年		日号				長印
		熊本	県人	吉市長	殿	 背類調査	戸籍記載	記載調査		芒果 附	票	住民票	通 知
		(} Z ₁	か た)	7 1	€ に	なるい	人 ちろう		妻くま	に	な	るはな	人
	(1) E		名		· 古		一郎		J	· 李川		名	
	Ĕ	生 年	月 日		P成元 4	月 1月	2 E				J 年	4月	5 ∃
	f		所	態本	県人は) a l						△番地
	(2)	(住民登録をして) いるところ (よ み か た)		 ひとより	番地 番 ン いちろ	- 孝 う	00)ア/	パート くまヵ		r地 事 はなこ	孝	
				世帯主 の氏名	人吉	一郎			带主 氏名	球磨	季川	華子	
	4	本 籍 (外国人のときは (国籍だけを書い) てください	題名	卜県人	. , .	○町		熊ス	・ 県 人	(吉)	市△∠		
	(3)		筆頭者	〕 人吉	7			頂者] 球,	磨川	番		
) 氏名	の氏名		大郎	続き		我	磨川	甲力		続き柄
 香姻後の夫婦の氏につ] [(他の養 その他 書いてく	父母は の欄に ださい	母	P	万美	長	男母	*******		Z-	}	二女
いて夫の氏か妻の氏か どちらかに☑してくだ さい。 	(4)	香姻後の)夫婦の	対夫の氏 □妻の氏		(左の図の氏の				ぐっている		番地番	ください)
		司居を ∴き	始めた	令和元 年 5 月 (結婚式をあげたとき、または、「たときのうち早いほうを書いて、							 居を始め ださい		
			「婚の別	夫 ☑初婚	再婚(□死	別年	月	、 速.		耳婚 (□耳			Я H)
夫 」・「妻 こ それぞれ あてはまるものに ✔ してください。	「(7) 前 そ	可の夫妻 がれの	始める €のそれ 世帯の 仕事と	夫 夫 夫 夫	妻 2. 自E 妻 3. 企約 1 ル 妻 4. 3に 1年 妻 5. 1か 妻 6. 仕号	業だけまたは 主業・個人の を を を の の の の の に の に の に の に に の の に の の に の の に に の の の に の の の の の の の の の の に の の の に に の の に に の に に の に に に に の に に に の に に に の に に に に に に に の に に に る に に に に に に に に に に に に に	・サービス 等(官公庁! 等の世帯(E い常用勤労 配用者は5 ほらないその 番のいない	装等を個力は除く) σ は除く) σ はなまたは 者世帯及り の他の仕事 世帯	、で経営が の常用動が 1年未満 び会社E	している世 労者世帯で の契約の原 日体の役員 いる者のい	で勤め先の 雇用者は の世帯	5)	
	(8) 夫	妻の	職業	夫の職業		94月1日から翌年	3 H3 IH # T1		の職業	てください)			
	そ の 他												
	届署			夫	人吉	一郎	Ī	妻		—— 球磨)]]	華子	£Γ
夫にな ※押印				それぞれ	ル本人が	署名をし	てくだ	さい。	連絡生	電話 自宅·勤	() 務先「)]•携帯

楷書で丁寧に記入してください。

記入の注意

<u>↑↑</u> 消せるボールペ<u>ンは使わないでください。</u>

記載例

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や 祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてくだ さい。)

届書は、1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部専項証明書が必要ですから、あらかじめ用意して ください。

		証			Α		
署 押	名	人吉	太郎	印	球磨川	甲太	EP
生 年	月日	昭和40 年	6 月	7 ⊟	昭和36 年	8月 9	 日
住 所	態本県人:	吉市〇〇	熊本県人吉市△△町				
		番地番	号		番地 番 号		
本 籍	越本県人	5市〇〇	Ŋ	熊本県人吉	市人△町		
		番地 番		00	番地 番		

証人として必ず成人 されている方2人の 署名が必要です。 ※押印は任意です。

- ─► 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- → 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は昔かないで、名だけを書いてください。 養父母についても同じように書いてください。
- → □には、あてはまるものに図のようにしるしをつけてください。 外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍が つくられますので、希望する本籍を書いてください。

本籍にはマンション・アパート名などは含みません。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。 内縁のものはふくまれません。

【注意】

- ・人吉市に提出する場合、(4)欄夫婦の氏の②・(4)欄新本籍・署名を誤記した場合 は必ず署名による訂正となります。(訂正印不可)
- ※訂正印のみで時間外に提出された場合、後日来庁して記入していただくことがあります。
- ・不備の内容によっては受理できないことがありますので、窓口が開いていない時間に提出する場合は、なるべく事前に窓口で審査を受けてください。
- 他の市区町村に提出する場合は、提出先の戸籍担当課にお問い合わせください。

必ず平日の昼間に連絡がつく電話番号をご記入 ください。 お問い合わせ 人吉市役所 市民課市民係 **し**0966-22-2111